

和光市生活介護施設
指定管理者令和5年度協定書

令和5年4月1日

和光市

和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理運営に関する年度協定書

和光市（以下「甲」という。）及び地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、令和2年3月17日に締結した和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、令和5年度における和光市総合福祉会館の生活介護施設（以下「本施設」という。）の管理運営について、次のとおり年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、令和5年度における本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の内容等を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（本業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和5年度における本業務の内容が基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（運営利益の甲への納付）

第4条 乙は、令和5年度における本業務の収支決算においてその収支に余剰金が生じた場合で、当該余剰金の額が令和5年度における本業務の収入の総額に100分の5を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を超えたときは、当該余剰金の額から基準額を減じて得た額に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を運営利益として甲に納付するものとする。

（備品の管理）

第5条 乙は、備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者アンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（合意事項）

第7条 甲及び乙が令和5年度における本業務の詳細について協議し、合意した事項は、

別紙のとおりとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、基本協定第17条に定めるもののほか、令和5年度における本業務の実施にあたっては、別紙2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

令和5年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 柴崎 光子

乙 埼玉県和光市南一丁目23番1号
社会福祉法人和光市社会福祉協議会
会 長 木田 亮